

1 開会及び閉会の日時

令和5年8月14日 午後3時33分～午後4時45分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	安田 博之
教育次長	増田 裕一
事務局参与	能島 裕介
管理部長	西村 和修
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	伊元 俊幸
職員課長	西川 欣伸
歴史博物館長	門田 真由美

日程第1 議事

(1) 議案第36号 職員の人事について

日程第2 協議・報告

(1) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について

午後3時33分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第1「議事」の「議案第36号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第36号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第2「協議・報告」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第2「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

門田 歴史博物館長。

歴史博物館長

歴史博物館長でございます。お手元の資料1ページをお開き願います。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」をご説明させていただきます。本件は、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、尼崎市文化財保護審議会に対して本年度の尼崎市指定文化財の指定について諮問するものです。尼崎市文化財保護審議会は、3ページに記載の委員名簿のとおり、それぞれ各分野の学識経験者5名で構成されております。諮問日は、令和5年8月22日、諮問内容は、「令和5年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。本審議会の調査・審議する候補物件は、昨年度に調査・審議していただいたものを本年度も継続して審議していただくこととなったもので、候補物件名は「東大寺大仏殿油納所^{とうだいじだいぶつでんあぶらなっしよますちゆうもん}柘注文」です。数量は1巻となります。所有者は尼崎市、所在地は尼崎市南城内10番地の2です。概要につきましてご説明いたします。この資料は東大寺の大仏殿などで使う燈油を賄う燈油料所で年貢の収取の際に使用されている柘を記録した文書でございます。鎌倉時代の文書を網羅して収録した『鎌倉遺文』の第18514号文書の原本でございまして、明治21年(1888)8月に国学者小杉^{すぎむら}榎邨が補写した年記、署名がある末尾部分の別紙とあわせて卷子装^{かんす}となっております。平成3年(1991)に尼崎市が歴史博物館資料として取得したもので、取得以前の伝来は明らかではございません。表具に経年劣化が認められたことから保存修理を行い、現在の保存状態は良好です。内容につきましては、永仁2年(1294)3月に燈油^{とうゆひじり}聖信聖が作成したもので、燈油料所が所在した大和・山城・伊賀の柘11個の概要が列記されています。中世には地域ごとに使用する柘が異なることから年貢収納時に領主側の柘で統一的に再計量されており、各柘に記載されているのは1斗あたりを再計量した容積でございます。燈油聖は布教活動の一環として浄財の寄付を募り、燈油の調達を行った^{かんじんひじり}勸進聖集団であるが、鎌倉時代中期以降は寺内の燈油調達を担当する部署の燈油納所^{とうゆなっしよ}(油納所)の職務を継承して料所の経営や各種の経済活動などを展開する一方、寺内諸堂の修理や寺領荘園の代官請負などにも携わるようになり、その拠点である油倉は中世後期の東大寺の寺院経営を支える重要機関となっております。本資料は中世後期に東大寺の活動を支えた油倉の母体である燈油聖の具体的な活動を今に伝える貴重な資料といえます。現尼崎市域には奈良時代に東大寺に^{ちよくせにゆう}勅施入された^{いなのしやう}猪名荘やその南部の浜地から^{ながすのしやう}発達した長洲荘などの同寺領荘園が所在し東大寺にとって貴重な存在となっております。また、中世には港湾・河川など水上運輸の要地では物資の運輸・保管・中継ぎ取引などに従事する^{といまる}問丸が活動しており、尼崎でも問丸の活動が確認されておりますが、周防国の東大寺領経営に携わっていた油倉と尼崎問丸別所友久が連携してその年貢収納を行うなど密接な関わりを有してございました。本資料は中世の荘園支配の実情を垣間見ることができ、市内に現存する数少ない鎌倉時代の文書であるとともに、中世の尼崎と関わりが深い東大寺の経済活動の実態を具体的に知ることができる資料でもあり、尼崎市指定文化財としての価値を有しているものです。説明は以上となります。

- 白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 太田垣委員 本市の歴史博物館は紙物が多いのか。
- 歴史博物館長 現在、約3万点の資料を所有し、展示もさせていただいております。
- 太田垣委員 資料の保管に際し、湿度管理といった空調代等は結構かかるものなのか。
- 歴史博物館長 はい、その通りです。湿度や気温、照度管理をしっかりと行っているところです。時節柄、光熱水費も結構、高騰しております。
- 安田教育次長 以前ご覧いただきました特別収蔵庫で温度管理等を行い、大事な資料を管理しているところです。
- 正岡委員 平成3年に本市が歴史博物館資料として取得したとあるが、指定文化財に指定されるとどう変わるのか。
- 歴史博物館長 例えば、建物であれば、損傷した場合に補助が出て、修繕を行うことができます。
- 安田教育次長 市が所有していると基本的には紛失や破損するといったことはないのですが、指定は学識経験者の意見を聞いて行うものですので、貴重な物件が存在するということを展示等を行うことで市内外に示すことに繋がるものと考えております。
- 中平委員 今年度に指定される見込みはあるのか。
- 歴史博物館長 昨年度からの継続審議となる理由として、日本女子大学の永村眞教授の著書に記載されている内容と一部異なる部分があったため、時間的な制約上、詳細な調査ができなかったという経緯がございます。なお、昨年度から委員となっていた綿貫教授は永村教授とお知り合いということで色々と話を伺われていると思いますので、追加的な調査を行った上で最終的な判断していただく予定です。
- 白畑教育長 他に質疑はございませんか。
- 白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。それでは、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第36号」の内容については、職員課が別途作成)

- 白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会8月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 8 月臨時会の議事の全部を終了したので、午後 4 時 4 5 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 8 月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。